

平成25年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年3月18日（月）

午後1時00分

場所 中央公民館岩木館大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第18号 弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

議案第19号 弘前市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案

議案第20号 教育委員会管理職員に係る人事異動について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育総務課長 三上 哲也、学務課長 佐藤 賢也、指導課長兼教育研究所長 工藤 雅哉、生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課長 小野 俊彦、保健体育課長 柴田 幸博、中央公民館長 相馬 剛、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、弘前図書館長兼郷土文学館長 北嶋 郁也、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課総括主幹兼管理主事 多田 健司、教育総務課総務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

午後1時00分 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第6回弘前市教育委員会会議を開会します。

ただいまの出席者数は5名で定足数に達しているため、直ちに会議を開きます。会議録署名者に3番土居真理委員と4番前田幸子委員を指名します。

会期は本日1日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は議案3件です。議案を配付いたさせます。

なお、議案第20号は、職員の人事に関する事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思うがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認め、議案第20号は、非公開で審議いたします。

・議案第18号について

・議案第19号について

○委員長（山科 實委員） 議案第18号弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案及び議案第19号弘前市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案の以上2件については、いずれも図書館に関する案件であることから、関連がありますので一括して審査に供したいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議ないものと認め、議案第18号及び議案第19号について説明をお願いします。

○弘前図書館長（北嶋郁也） 議案第18号弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について御説明をいたします。

提案理由でございますが、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、規則を定めようとするものでございます。

昨年11月9日の平成24年第14回教育委員会会議において御審議、可決いただき、その後、弘前市議会第4回定例会に提案され可決された弘前市立図書館条例の一部を改正する条例は、弘前、岩木、相馬図書館の3館体制を見直し、岩木図書館を弘前図書館の分館にするとともに相馬図書館を廃止するなどの所要の改正をしたものであります。附則には、この条例は規則で定める日から施行するとなっ

てございます。

図書館体制の見直しにより相馬図書館は廃止しますが、新たに建設される(仮称)相馬地区住民ふれあいセンター内の図書室を弘前図書館の配本所として運営する予定であり、相馬地区住民ふれあいセンターのオープンの日が条例提案時点では未定であったことから、条例の施行期日は規則で定めるとしていたものであります。このたび、オープンの日が3月25日に決まったことから、条例の施行期日を定める規則を定めようとするものであります。

規則の内容ですが、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例(平成24年弘前市条例第42号)の施行期日は、平成25年4月1日とする。ただし、第2条の表の改正規定(弘前市立相馬図書館の項を削る部分に限る。)及び同条に2項を加える改正規定(同条第3項に係る部分に限る。)の施行期日は、平成25年3月25日とするとなっております。

このことを簡潔に申し上げますと、岩木図書館を弘前図書館の分館とする規定は4月1日から施行しますが、相馬図書館の廃止と配本所の設置に係る規定については、相馬地区住民ふれあいセンターのオープンする3月25日から施行しようとするものです。

続きまして、議案第19号弘前市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。

提案理由についてですが、相馬図書館の廃止に伴う関連規定の削除と、相馬ライブラリー(配本所)設置に必要な規定を設けるとともに、弘前図書館の開館日の拡大及び岩木図書館の開館時間の変更のため関係規定を改正するなど、所要の改正をしようとするものであります。

まず、第9条の開館時間の表、弘前市立図書館の項中、月曜開館に伴い「火曜日」を「月曜日」に改め、同表弘前市立岩木図書館の項中「午前9時」を「午前9時30分」に改め、相馬図書館を廃止するため同表から削除いたします。次に、第10条、休館日の規定ですが、先ほど申しました弘前図書館の休館日の見直しに伴い、第1項第1号「ア」を削り、同号中「イ」を「ア」とし、「ウ」を「イ」とし、同号エ中「。ただし、アに規定する日を除く」を削り、同号「エ」を「ウ」とします。それから、相馬図書館の廃止により、同項第3号と第13条を削ります。次に、第15条の配本所の規定でございますが、このたび弘前図書館の配本所として相馬ふれあいセンター内に配本所を設置し図書の貸し出しを行いますので、全面的に改めるものでございます。第15条は、新たに6項立てになっておりまして、配本所の名称、位置、開館時間、休館日や利用に関する取り扱いなどについて定めております。

次に、別表の改正でございますが、これは図書館資料の複製に関する定義を定めたものでございまして、電磁的記録によるものの欄に、白黒については20円を

追加するものであります。これは、新年度から弘前図書館の2階の調査室にパソコンを設置します。それで、利用者がそのパソコンからプリンターを通してデータを複製して利用する場合に負担していただく経費を新たに定めたものであります。様式の改正は、許可条件の欄に、資料を撮影する場合は自然光のみとすることを追加するものであります。これまでも資料の撮影については自然光でお願いしますと口頭で申ししていましたが、今回、様式の中に明記することとしたものでございます。

最後に、附則の施行期日でございます。この規則は平成25年3月25日から施行する。ただし、第9条の改正規定(「同表弘前市相馬図書館の項」を削る部分を除く。)及び第10条の改正規定(「同項第3号」を削る部分を除く。)は平成25年4月1日から施行するものです。施行期日は3月25日とするのですが、弘前図書館の休館日の見直しや岩木図書館の開館時間の見直しの部分は4月1日から施行するというところでございます。経過措置でございますが、改正後の弘前図書館管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以降に開始する図書館資料の利用について適用し、同日前に開始された図書館資料の利用については、なお従前の例によることとします。また、この規則の施行の際、現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができることとする経過措置を設けるものです。

- 委員長(山科 實委員) ただいまの議案第18号及び第19号に対し御質疑等ございませんか。
- 4番(前田幸子委員) 図書館の名称に関して、弘前市立弘前図書館を弘前図書館とするのはわかりましたが、弘前市立図書館はそのまま生きているということですか。
- 弘前図書館長(北嶋郁也) 弘前市立図書館はこれまでどおり弘前市立弘前図書館で本館に位置づけます。弘前市立岩木図書館とありますけれども、条例上の位置づけは分館なのですけれども、名称はそのまま岩木図書館ということで使用してまいります。
- 4番(前田幸子委員) 弘前市立図書館というのと弘前図書館という名称と、条例の中に入り乱れて出てくるので、一般の方だと分かりにくいのかなと、説明をつけるなどしてはどうかと感じました。
- 弘前図書館長(北嶋郁也) 今回の3館体制の見直しに当たって、内部で協議した時点で、他市の例も参考にしながら考えたのですが、確かに分館にした場合、弘前市立図書館岩木分館としているところもございます。また、分館ですけれどもそのままの名称で岩木図書館としているところもございます。そのままにしている例が多いのは市町村合併によってそれぞれ市町村にあった図書館が位置づけ

だけを分館に変えてそのまま名称を残しているものもあります。今回は、岩木図書館はそのままにして、名称を変えると看板を直したりいろいろ書類等ございますので、慣れ親しんでいる岩木図書館、分館ではありますけれどもそのままにしたものでございます。

確かに、本館、分館、配本所と位置づけからしますと、名称だけでは判断できない部分もありますけれども、利用者にとっては本館、分館との位置づけによる影響はないだろうということもございまして、できる限りそのままの名称としております。

- 4番（前田幸子委員） そうすると、様式第1号の中の担当及び提出先が弘前市立弘前図書館というのは弘前図書館に改まるということですか。
- 弘前図書館長（北嶋郁也） この特別利用に関しては、いわゆる弘前図書館の調査室にございます古文書等が主な部分でございますので、担当としては弘前市立弘前図書館としてございます。
- 委員長（山科 實委員） 今、前田委員が話しているのは、弘前市立図書館という相馬も岩木も全部入ったの総称なのでしょう。いわゆる本館に当たるところが弘前市立弘前図書館なのですね。全部を合わせたのが弘前市立図書館と。
- 4番（前田幸子委員） だけれども、12月に改正した条例の改正文に、同条第5項中「弘前市立弘前図書館」を「弘前図書館」に改めると、この条例の中だけ弘前図書館となるのですか。様式は変わっていませんでした。
- 弘前図書館長（北嶋郁也） この条文の改正は、条例の中で「弘前市立弘前図書館」という言葉が最初に1回出てきて、また同じく弘前市立弘前図書館と出てきた場合に、「弘前市立弘前図書館（以下「弘前図書館」という。）」と定めておりますので、以下の条文中では簡潔に弘前図書館と言いつける部分であります。今の施設の名称を改めるのとは意味合いが違います。いわゆる、条文の表現上のことです。
- 4番（前田幸子委員） 様式のこれは正しいということなのですね。弘前市立弘前図書館というのは。それから、様式第1号の中で、「様」との表現があるが、私たちは役職名があれば「殿」と認識していたが、今は「様」でよろしいのですか。あと、住所の書く欄が狭いと思うが。
- 弘前図書館長（北嶋郁也） 様式はこのように定めておりますが、実際はもう少し大きめになっております。
- 5番（佐藤紘昭委員） 今、様式の話が出ましたので、決裁権者が教育長となっているけれども、実際には図書館長の専決にはできないのですか。
- 弘前図書館長（北嶋郁也） 館長の専決として扱っております。よほど重要なことがあれば、教育長まで決裁を受けます。
- 2番（今 由香委員） 岩木図書館の午前9時から午前9時30分に変更になってい

るようですが、30分遅くなることで何か不都合等は考えられなかったのですか。
また、利用者に対してどのようにお知らせしているのか伺いたい。

○中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 30分繰り下げると
いうことにつきましては、全館の開館を一緒にするというので繰り下げさせて
いただきました。住民への周知ですけれども、岩木、相馬それぞれの町会長会議
に我々が出席し、説明させていただきまして承諾を得ております。それから、岩
木地区、相馬地区選出の市議会議員にも電話で説明をさせていただきまして承諾
を得ております。

○2番（今 由香委員） 朝、図書館を利用される方というのは、どのぐらいいるの
ですか。

○中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 資料は持っており
ませんけれども、相馬のほうは1日20人程度、岩木のほうは、ちょっと申しわけ
ございません。

○委員長（山科 實委員） 今委員の質問は、30分繰り下げたことで利用者の方に何
か影響が出る懸念があるかどうかということだと思っております。それは、
そんなに大きな懸念はないのですか。

○弘前図書館長（北嶋郁也） 貸出者の関係で、岩木図書館のほうは1日平均20人強、
相馬図書館のほうは1日1人に満たない状況です。岩木図書館の朝の利用状況を
聞いた時は、1人か2人程度でいつも同じ方しかいないということで、30分繰り
下げても影響はないと聞いております。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、採決はそれぞれ1件ずつ行います。まず、議
案第18号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第18号は原案どおり可
決されました。

次に、議案第19号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第19号は原案どおり可
決されました。

・議案第20号について

○委員長（山科 實委員） 議案第20号教育委員会管理職員に係る人事異動について
審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

○委員長（山科 實委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了
しました。これをもって平成25年第6回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後 1 時32分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 前 田 幸 子